

入院中の難病ヘルパー解禁

重度障害に意思疎通支援

厚生労働省は6日までに、筋萎縮性側索硬化症（ALS）のような難病の患者や、事故で脊髄に損傷を負うなどの重度障害者について、現在は認められていない入院中のヘルパー利用を解禁する方針を決めた。声が出せず、体も動かせないことで意思を伝えられない人が多いため、ヘルパーを通じて看護師とのコミュニケーションを図り、安心して入院生活を送れるようにする狙いだ。

厚労省は、今国会に提出予定の障害者総合支援法改正案に見直しを盛り込む。早期成立を図り、2018年度に実現したい考え。

という報道が今月新聞紙面に流れました。今回の制度改正は、重度訪問介護を日ごろ利用している重度障害者が、その障害者の1人1人ごとの特殊な介護になれたヘルパーが、入院中の病室に入院前と同じ介護ローションで入り、いつもと同じ見守り支援やコミュニケーションの支援を出来るようにという考え方です。

これは障害者総合支援法の3年ごとの見直しに伴い障害者福祉部会（自立支援法の違憲訴訟時に、法の見直しのために作られた総合福祉部会が形を変えたもの）が審議

を重ね、障害者団体や個人が長年訴え続けて実現したものです。実はこの過程において厚労省は「コミュニケーション支援ならば入院時のヘルパー利用を認める」という見解を出しており、一部自治体ではすでに実施されています。川崎市の障害者団体や個人も例外ではなく、市に要望を訴え続けていましたが、実現に至っていません。これから厚労省が関連文書を発出していく訳ですが、川崎市がきちんと厚労省（障害当事者）の意向を汲み取るか、注視していく必要があります。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて （社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日）

障害者総合支援法（H25.4施行）の附則で、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとされている。これを受けて、社会保障審議会障害者部会で平成27年4月から計19回にわたり検討を行い、今後の取組についてとりまとめた。（次期通常国会に關係法律の改正案を提出予定）

1. 新たな地域生活の展開

- (1) 本人が望む地域生活の実現
 - 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点の整備を推進（医療との連携、緊急時対応等）。
 - 知的障害者や精神障害者が安心して一人暮らしへの移行ができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力・生活力等を補う支援を提供するサービスを新たに位置付け。あわせて、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付け。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要。
 - 「意思決定支援ガイドライン（仮称）」の作成や普及させるための研修、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげるための研修を実施。
- (2) 常時介護を必要とする者等への対応
 - 入院中も医療機関で重度訪問介護により一定の支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基準について重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずる。
- (3) 障害者の社会参加の促進
 - 通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施・評価するとともに、入院中の外出に伴う移動支援について、障害福祉サービスが利用可能である旨を明確化。
 - 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価を行うとともに、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、企業・家族との連絡調整等を集中的に提供するサービスを新たに位置付け。

青年の「夕方支援」を考える

障害者の夕方支援についての市議会議員との意見交換会が開かれました。

2月9日、市議会各派との意見交換会が開かれ、夕方支援を考える会からは、以下の提案がありました。

〈改善してほしいこと〉

- 日中一時支援の減算をなくす
- あんしん見守り、ヘルパー行動援助等の重度障害加算増額により、支援者を増やす。
- 川崎市で、初任者研修、および行動援助研修が行われていますが、まだまだヘルパーの数が足りません。
- 特に行動援助は必要な方は切実です。

○ 通所施設の延長は、その通所施設の判断によるものだが、現在、日中活動の範囲内でサービスとして行っている。

○ 日中活動の通所施設で、日中一時預かりができること、夕方支援を受けやすいので、日中一時預かりをできるように、また、活動場所は同じ場所指定が受けられるよう要綱を緩和する。その中でも特に問題としてあげられるのは、「障がい児を主たる対象としなければならぬ」という決まりがあり、高校を卒業した青年以上を対象とした通所施設では、障害児を預かることはないので、日中預かりを行うことができない。これらの部分は緩和できないものでしょうか。



第36回川崎障害者問題研究集会

「夕方支援」を考える

日時：2016年3月6日（日） 13:00～15:30

会場：川崎市立中央支援学校 多目的室

13:00～ 開会 あいさつ

13:05～13:35 報告「夕方支援を考える会」市議会請願とその経過

13:35～14:20 報告「P-Place」誕生の経過と活動状況

14:20～15:30 意見交換

15:30～ 閉会

共催：川崎障害者児問題研究会・豊かな地域療育を考える連絡会

問い合わせ先：市立中央支援学校

鈴木ゆかり先生 ☎ 044-844-1275

明日香のたまてばこ



今日は。皆さん、遅ればせながら明けましておめでとうございませう。今年も「明日香の玉手箱」をよろしくお願いします。

と言つていながら、もう二月半ばになってしまいました。早いですねえ。今年も、なんと年女！うーん、何回目？それは皆さんのご想像にお任せします。別に何も無いのですが、今年一年体調を壊さず、元気に過ごしたいですね。もちろん、初詣にも行って来ました。ちゃんとお参りして来ましたよ。

新年早々、大イベントが……。3日にゆずのライブへ行ってきました。年を跨いでのアリーナツアー。私は良く分かっておらず、ライブであれば何でも行くという勢いで妹が教えてくれて誘ってくれた時に「行くー」って言うてしまいました。私も単純ですよ。会場も埼玉スーパーアリーナ、うーん遠いよ。行くとは言っただけ、本当に行けるのかあ？。ちよつと面倒くさいなあ。当日は、とても良い天気でした。1月なのに、季節外れの暖かさ。嬉しいような悲しいような……。二年

前夏の初ライブで、興奮し過ぎて全身汗だくになったのです。今回は冬というものの、会場はエアコンに人々の熱気。絶対汗だくになると思っている薄着で行きました。二回目というのもあり、会場までは結構スムーズに行けましたよ。

今回の席はアリーナではなく、スタンドでした。また違う経験ができると楽しみにしていたのですが、前とほぼ同じ席に案内されなあってんだあ。車椅子席は全部ここに纏められるのか？。ライブが始まり、やっぱり超興奮！一緒に歌ったり、手を振ったり動けないなりにノリノリ状態。声がおかしくなる程、声を出しました。途中、ゆずの二人が一人ずつワゴンに乗り、会場内を回りますが、その片方が私の目の前を通ったんです。最高でした。あつという間の二時間半でした。

ライブ終了後、トイレに行ったら全身汗だく……。冷たいよー！薄着で来たつもりだったけど、やはりダメだったか……。また行くぞー！！！！！！！！

鈴木明日香

療ねひろば

■療ねひろば
12月16日(水)新サポートセンターにて開催(参加者 親11名 当事者3名)かりんさんの美味しいお料理で忘年会

皆さんの声から

○通所に送迎車を利用していた方が、簡易酸素が必要になった。看護師が乗らないと送迎車に乗れない。親が送っていた。

○年取った母が酸素を使用しているが、看護師が乗っていない。送迎車利用できていた。何が違うの？

○重度差が違う！？

○浣腸も看護師でなくてはできない。

○入所施設では座薬は職員、浣腸は看護師

○発作を起こすと重積になってしま

う。酸素・ダイアアップの使用、施設・ショート先に医師の指示書を渡している。

○酸素は主治医が購入して、家庭に貸与というかたちで受け取っている。

○マルイのエレベーターが嫌。車いす、ベビーカー優先と書いてあるからほかのエレベーターに乗ってはいけないのかな。と思つてしまふ

○歩ける人が電車を利用するように、車いすの人や足の不自由な人がエレベーターを利用するのは当たり前。元気に歩ける人は階段やエスカレーターを利用するようにしたらエレベーターの混雑が解消

1月20日(水)新サポートセンターにて開催
参加者 親9名 当事者3名

川崎市からの夕方支援の実態調査について

○質問に使いたいサービスは？日中一時支援 日中短期入所と書かれているが内容がわからない。

○思春期の時期4時から親とずーっと一緒にいる日常は一般的に考えておかしいと思う。

○夕方支援は、思春期の子と親の関係性の解消＝本人支援の意味があ

る。仕事の後の余暇の意味も

休みの日の過ごし方ほか

○一歩も出られない

○一日一回は出かける。母かヘルパーさんと

○コンビニに行くのが好き。高い所から眺めているのが好きなんだ。

○最近発見

○ヘルパー利用の外出週一回

○週4回通所。休みの日は訪問ドクター訪問看護師の来訪、

○月1回若者ボラがいる活動に参加、本人も楽しみにしている。車いすで買い物

○ヘルパーさんと出かけるのが大好き。家族で遠出。コンビニに買い物。

○まだ小さい、散歩は好き。音に敏感でパニックを起こすので長くは出かけられない。

○あつち行けといわれる、お兄ちゃんといわれるのが好き、

とつておきの場所ほか

○国立新美術館 乃木坂駅から外に出ないでいける。

○騒ぐので、外食するときはカラオケに行く。

○障害者手帳で入れる公園で体を動かしてもらい、帰りに100円均一に寄つたり

クレッシェンド

「バスお悩み物語」を劇にした理由と経緯編②

前号に引き続き、「バスお悩み物語」のその後の経緯について書きたいと思います。劇を演じる5カ月間、Mさんとバスに同乗しスロープや固定ベルト装着する運転手の様子を見ました。対応も様々で、スロープの出し入れや、固定ベルトの装着も大雑把でめんどくさそうに扱う運転手がほとんどでしたが、たまにMさんと向き合い丁寧に扱う運転手もいたりしました。運転手の行動を見て、私は見た通りのまま書き記しました。一方で、質問状を交通局長に送付し回答待ちました。それらのやり取りの全てを試行錯誤しながら約10ページに及ぶ原稿に仕上げました。私が書いた原稿を見たスタッフから「以前勧めた作業所で、利用者がオリジナル作品を書き上げ、利用者スタッフ全員で寸劇を演じたのでやってみないか？」と云われ、10ページの原稿から脚本に変更。利用者スタッフで知恵を絞って書き直し、4月の事業所お披露目会のアトラクションの寸劇に向け稽古を開始しました。



次号の回はよい舞台稽古の様子です。

(文・関野 啓治)

※本連載は、GDP内で活動するエチュードが担当しています。



■療ねひろばは、毎月第3水曜日10時30分から開催
・誰でも参加自由です。知りたい情報聞けるかも！
(佐藤良子)

医療的ケア交流会

この日はお子さん3名を含め計12名の方が来て下さり、いつもより和室が狭く感じられました。

普段は市内の生活介護に通っている医ケアのあるお子さんが、この日は看護師さんが風邪でお休みの為、(通所先を)お休みしてくださいと言われてしまったという話題から始まりました。

「人がいないからお休みしてください、受け入れられません」なんておかしいよね…。せっかく第三号の制度があるのに職員が研修を受けてくれないから、吸引できる職員もぜんぜん増えていかない。学校を卒業すると突然手薄になってしまう。近隣の市には、生活介護のスタッフが吸引を「生活行為」として当たり前のように行ってくれるところもあるとのこと。川崎はいつまでたっても吸引できる職員

が増えていかない。制度だけではなく、実態の充実を…。

また、中央療育に通っている2歳児のお母さんから、療育センターの実情をお聞きしました。現在は隔週で週に一回。昼食はお弁当(軽食)を持参するそうです。昼食の時間は20分ほどで摂食の指導もなく、いつもご飯を食べ終わる前に通園の時間が終わってしまい慌しく帰るそうです。さらに、来年度は1、2歳児のクラスをなくすと説明があったそうです。小さい時の療育が大事なのに。

通園クラスがいっぱい通園に行けない子も多く、そうすると相談につながっていないのも心配。

軽度のお子さんが増えている、知的・発達の子が優先されている。重心、医療ケアはいつも最後にされている印象があるとのことでした。

そして、最後はこの会の話にもなりました。

月に一度集まって、あれやこれや不満に思う事をいろいろ言う。言いつばなし、聞きつばなし、ただ気持ちを吐き出す。こういう時間も、こういう場所も大切だけど、ここを出た意見を集約して訴えていくことができたらいいね。自分1人では動けない、でも、ここでまとめて誰かに(どこかに)伝えることができたらいね。納得しないで、我慢しないで、連携して学校や市に訴えていくのはどうだろうか。

ただ話すだけで終わってしまふのはもったいないね…という意見がありました。

◎参加希望の方は、サポーターセンターロンドへ
TEL044(930)0160

第3号研修 ご存知ですか

2012年介護福祉士・社会福祉士法が改正され、たんの吸引等も、一定の研修を受ければ、介護職でも可能になりました。中でも第3号研修は、特定の人へのケアだけが認められるもので、9時間の基礎研修と実地研修で実施が可能になります。看護師さん不足が叫ばれる中、生活の中での必要な行為として、介護職がケアできれば、医ケアのある人の施設への通所がもっと可能になります。しかし、現在の段階では、下記のように実施の事業所は、まだまだ限られています。それは、この研修に伴う事務手続きの煩雑さが、進まない一因ともいわれています。制度の見直しが望まれます。

平成26年度都道府県等喀痰吸引等実施状況(平成26年4月1日現在)
事業所数

	居宅	重訪	生活介護	短期入所	ケアホーム	児童発達	放課後デイ
全国	1500	1174	184	82	24	33	35
神奈川	5	47	25	4	9	2	1

春のシンポジウム

喀痰吸引等研修

第3号研修の全国普及と パーソナル・アシスタント

2016年3月13日(日)

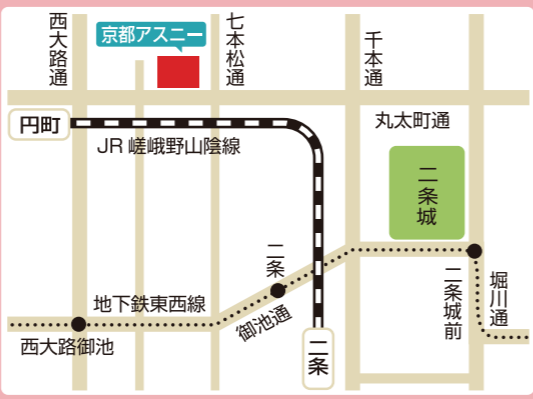
時間・14:00~16:30(開場13:30)

会場・京都アスニー 3階第8研修室

法制化された第3号研修は、地域格差はもちろんのこと、研修そのものもあまり進んでいません。それ以上に、生活介護などの現場で、具体的に第3号研修・修了者がどのように「機能」するのか、また、しているのかが、イメージできないとの声を聞きます。

今回は、「医療的ケアの研修後の介護職・支援者がパーソナルに支援している」北欧・スウェーデンの現場や歴史に学ぶこと。そして、日本でも早くから取り組んでこられた歴史ある札幌市のパーソナル・アシスタンスの現状を、当事者目線で語ってもらうこととあわせて、討論したいと思います。

〈会場案内〉京都アスニー3階 第8研修室



●参加費：会員1000円・非会員1500円

※シンポジウム申込時に入会されると会員扱いの参加費となります。会費は2016年度分(4月~)とさせていただきます。

講演1

「スウェーデンのパーソナルアシスタント」

医療福祉コンサルタント
(前スウェーデン・マルメハビリテーリング | 河本佳子
センター作業療法士)

講演2

「札幌市のパーソナル・アシスタンス(PA)制度」

(NPO法人 自立生活センターさっぽろ事務局長) | 岡本雅樹

討論

●コーディネーター
NPO法人医療的ケアネット 理事長 | 杉本健郎

交流会

会場近くもしくは京都駅付近を予定
17:30~20:00 会費5,000円(要予約)

主催 ● NPO法人医療的ケアネット | TEL:075-693-6604 FAX:075-693-6605 E-MAIL:mcnet-info@mcnet.or.jp
〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21

申込書送信先 FAX.075-693-6605

mcnet-info@mcnet.or.jp

3号研修の全国普及とパーソナル・アシスタント ●参加申込書

※全てご記入ください

申込者の氏名 (フリガナ)	申込者の職種	所属団体施設など
申込者の連絡先 (住所)〒	(TEL)	(FAX)
交流会(会費5,000円)	参加	不参加
※どちらかに○印をお願いします		

申込締切日 2016年3月5日(土) ※ただし、定員に達し次第、締め切ります。

※FAXとE-mailのみでの申込受付とします。 ※記入いただいた個人情報は、セミナーの案内など「医療的ケア」に関する情報提供のみに活用します。

